

## 「食の黄金文化・奥州」ロゴマーク使用ガイドライン

このガイドラインは、「食の黄金文化・奥州」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を市民等が活用する場合のロゴマーク等の使用条件、使用方法等について定めたものです。

### 第1 ロゴマーク等の種類

使用できるロゴマークは、別表1のとおりとします。

### 第2 使用できる事業・対象等

次のいずれかに該当し、別表2の要件を満たす場合、ロゴマークの使用をすることができます。

- (1) 「食の黄金文化・奥州」を周知する研修、広報、イベント等で使用する時。
- (2) 市産食材の消費拡大が見込まれるイベント等で使用する時。
- (3) こだわりの市産食材
- (4) 市産食材を用いた料理メニュー及びプラン
- (5) 市産食材等のみを扱う店舗
- (6) その他使用目的が適当であると市が認める時。

\*市産食材とは、市内で生産された農畜産物及びそれを使用した加工品と定義します。

### 第3 ロゴマークの使用届出

- 1 ロゴマークの使用を希望する方は、「食の黄金文化・奥州」ロゴマーク使用届出書（様式第1号）に必要事項を記載して、奥州市総務企画部政策企画課地域ビジネス推進室（以下「推進室」という。）に提出してください。
- 2 次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を届け出ることにはできません。
  - (1) ロゴマークを指定されたバージョンに沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認める時。

ただし、印刷物等の仕様によっては、ロゴマークのイメージを損なわない範囲において、市と協議をして仕様を変更する場合は除きます。
  - (2) 公序良俗に反する時。
  - (3) 「食の黄金文化・奥州」の趣旨及びこの使用ガイドラインに反すると認められる時。
  - (4) その他、市がロゴマークの使用について適当でないとき。

### 第4 使用の遵守・協力事項

ロゴマークを使用する際は、次のことを守ってください。

- (1) 使用に当たっては、市及び市産農畜産物等のイメージアップが図られるよう、品質や内容等の向上を図る。
- (2) 市が開催する「食の黄金文化・奥州」に関する事業に積極的に協力をすること。

### 第5 使用料

ロゴマークの使用料は、当面の間無料とします。

## 第6 使用期間

ロゴマークの使用期間は、ロゴマークの使用届出書を提出し受理をされた日から1年を超えないものとします。継続する場合は、あらためて「食の黄金文化・奥州」ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を提出してください。

## 第7 ロゴマーク使用の取り止め

ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）が、ロゴマークの使用を取り止めた場合（使用期間のあるもので、期日の到来によるものは除く。）には、「食の黄金文化・奥州」ロゴマーク使用廃止届（様式第2号）に必要事項を記載して、推進室に届け出てください。

## 第8 ロゴマーク使用の取り消し事由

- 1 市は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を取り消すことがあります。
  - （1）使用者がこのガイドラインに違反したとき。
  - （2）申し込みの内容と異なるとき。
  - （3）「第3 ロゴマークの使用届出」の2に掲げる項目のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 市は、使用者が使用を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責任を負いません。

## 第9 使用責任

- 1 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任をもって適切な措置を講じなければなりません。
- 2 前に定める事故等については、市はその責任を負いません。

## 第10 ロゴマーク使用情報等の公開

ロゴマークの使用を伴うイベントや商品等の情報を市のホームページで公開することがありますので、その場合は情報提供に協力してください。

別表 1



別表 2

使用できる対象・事業等	要 件
(1) 「食の黄金文化・奥州」を周知する研修、広報、イベント等で使用する とき。	全体的な事業の周知のもの。
(2) 市産食材の消費拡大が見込まれるイベント等で使用する とき。	全体的な事業の周知のもの。ただし、市産食材を用いた料理及びそれを提供する飲食店等が周知の主体となる場合は、(4)の要件を満たす事業となるもの。
(3) こだわりの市産食材	①こだわりとは、栽培方法、品質等、一般の市産食材と差別化され、それをアピールしているもの。 ②加工品の場合、市産食材の使用割合が著しく少量の場合は対象外。
(4) 市産食材を用いた料理メニュー及びプラン	市産食材を用いた料理とは次のとおり。 ア 米は、市産米を100%使用していること。 イ 酒類を提供している場合は、常に市産品を取り扱うことに努めていること。 ウ 米及び酒類を除いて、概ね50%以上は市産食材を使用していること。 *対象が飲食店等の場合は、「奥州地産地消こだわりの店「 <sup>まい</sup> う米のおうしゅう食の黄金店」認定制度によります。
(5) 市産食材等のみを扱う店舗	市産食材等のみを扱う店舗。又は、店舗内で市産食材等のみを扱うコーナーでの使用。等とは、市内で製造された伝統工芸品等に類する製品。
(6) その他使用目的が適当であると市が認めるとき。	